第 5159 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2015年)平成27年 2月 5日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 民事事件に関する弁護士費用

Q：私は製造業を営んでいますが、他社から特許権を侵害していると訴えられ、訴訟となりました。この場合の弁護士費用は、必要経費になりますか？

A：必要経費になります。

【解説】

所得税では、業務を営む者がその業務の遂行上生じた紛争又はその業務の用に供されている資産につき生じた紛争を解決するために支出した弁護士の報酬その他の費用は、次に掲げるようなものを除き、その支出をした日の属する年分の必要経費に算入するとされています。

①その取得の時において既に紛争の生じている資産に係るその紛争又はその取得後紛争を生ずることが予想される資産につき生じたその紛争に係るもので、これらの資産の取得費とされるもの

②山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡に関する紛争に係るもの

③家事関連費等の必要経費不算入等の規定により必要経費に算入されない租税公課に関する紛争に係るもの

④他人の権利を侵害したことによる損害賠償金（これに類するものを含む）で、故意又は重大な過失により他人の権利を侵害したことによる紛争に係るもの

お尋ねの場合は、④に該当し故意又は重大な過失により権利を侵害したものでなければ、必要経費に算入することが認められます。